

西尾市産業廃棄物処分場問題解説動画DVD貸出要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市が抱える産業廃棄物処分場の問題（以下「産廃処分場問題」という。）について、広くわかりやすく周知するため、市が制作した産廃処分場問題を解説する動画DVD（以下「DVD」という。）の貸出しについて必要な事項を定める。

(貸出対象者)

第2条 DVDの貸出対象者（以下「借用者」という。）は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 県内に住所を有する個人、法人又は団体
- (2) 県内の事務所又は事業所に勤務する者
- (3) 県内の学校に在学する者
- (4) 前3号に掲げる者のほか、市長が特に適当と認めるもの

(貸出申請)

第3条 借用者は、貸出しを受けようとする場合、産廃処分場問題解説動画DVD貸出申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）を市長に提出しなければならない。

2 借用者は、申請書提出時に身分証明書を提示しなければならない。

(貸出承認等)

第4条 市長は、申請書の提出があった場合、その内容が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、DVDの貸出しを承認するものとする。

- (1) 営利を目的としてDVDを使用し、又は使用のおそれがあるとき。
- (2) 市の信頼を損ね、又は損ねるおそれがあるとき。
- (3) 前2号に掲げる場合のほか、DVDの貸出しについて市長が不適当と認めるとき。

2 市長は、第3条による申請に基づき貸出承認した場合、借用者にDVD1枚を貸し出す。

3 前項における貸出期間は、貸出日及び返却日を含め15日以内とする。ただし、市長が特別な事由があると認める場合はこの限りではない。

4 市長は、第3条による申請に関し、第1項各号に該当するため、貸出しが不適切と判断した場合、貸出承認の不可についてその理由を借用者に通知する。

(引渡し)

第5条 借用者は、DVDの引渡しにあたっては、土曜日、日曜日、国民の祝日

に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び12月29日から1月3日までを除く午前8時30分から午後5時15分まで（以下「平日昼間」という。）に、環境保全課産業廃棄物対策室にて引渡しを受けるものとする。

（貸出料）

第6条 DVDの貸出料は、無料とする。ただし、DVDを借用及び返却する過程で発生する経費は、借用者の負担とする。

（管理義務）

第7条 借用者は、DVDを良好な状態に保持できるよう必要な管理を行うものとする。

（遵守事項）

第8条 借用者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) DVDの複製、改ざん、部分利用、販売及びSNSへの投稿をしないこと。
- (2) DVDを汚損し、破損し、又は紛失しないこと。
- (3) 申請書に記載した使用目的以外に使用し、かつ、転貸しないこと。
- (4) 貸出期間内の使用とすること。
- (5) DVDを利用した営利行為は行わないこと。
- (6) 前各号に定めるもののほか、市長が付した条件に従って使用すること。

（返却）

第9条 借用者は、DVDを平日昼間に、環境保全課産業廃棄物対策室に返却予定日（返却予定日が平日昼間以外の場合は、翌営業日）までに返却するものとし、返却時に点検及び確認を受けるものとする。

2 借用者は、実際にDVDを使用した場合、産廃処分場問題解説動画DVD使用報告書（様式第2号）を市長に提出するものとする。

（弁償）

第10条 借用者は、その責に帰すべき理由により、DVDを紛失し、又は損傷したときは、特別な理由がある場合を除き、費用弁償しなければならない。

（返還）

第11条 市長は、特に必要と認めるときは、貸出期間中であってもDVDを返還させることができる。

（その他）

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和元年11月1日から施行する。